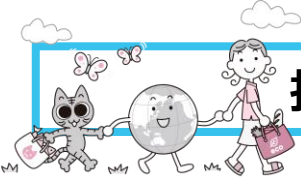




※この情報紙は、ご自由に複写してご利用ください。



持続可能な開発目標 (SDGs) について

『SDGs』って、なんだろう？

世界が直面するさまざまな問題の解決に向けて、「誰一人取り残さない」をキーワードに世界中の様々な立場の人々が話し合い、解決方法を考えた、2030年までに達成すべき目標のことです。

次号では、目標達成のために私たちができること、「エシカル消費」についてご紹介します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



令和2年度 福島県消費生活センター相談状況

マスク購入や健康食品等の定期購入に関する相談件数が増加

令和2年度の消費生活相談件数は、4,265件でした。

昨年度に比べ、新型コロナの影響と思われるマスク購入に関するものや健康食品等の定期購入に関する相談件数の増加が見られました。また、各年代から「デジタルコンテンツ（パソコンや携帯電話、スマートフォン等を通じた情報利用に関するトラブル）」の相談があり、世代を問わず通信関係

のトラブルが見られます。



令和2年度商品別相談件数

相談件数: 4,265件 (前年度 4,411件)

1	デジタルコンテンツ	416件
2	商品一般	366件
3	相談その他	207件
4	他の健康食品	189件
5	インターネット接続回線	166件

(上位5項目)

困ったときは
ひとりで悩まずすぐ相談！

福島県消費生活センター
024-521-0999



2022年4月1日から成年年齢が18歳に！

2022年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。若者に多い消費者トラブルをご紹介しますので、皆さんも十分に注意しましょう！

事例1 (定期購入) お試しのダイエットサプリ。また届いた？



動画サイトの広告から「お試し100円！」のダイエットサプリを購入した。
頼んだ覚えのない2回目の商品が届いて、高額な請求が届いた！なぜ？



- 本当にお試しだけなのか、定期購入が条件になっていないか注文する前に返品や契約内容をよく確認しましょう。
- 通信販売はクーリング・オフ（契約の無条件解除）できません。解約の特約があるかどうかをしっかりと確認してから契約しましょう。

事例2 (マルチ商法) 必ず儲かると誘われたけれど…

SNSで知り合った人から、「必ず儲かる」と言われ、投資用のソフトを購入した。
説明と違い儲からないし、友達を誘えばボーナスが入ると言われた。本当に大丈夫？



- マルチ商法による契約は、特定商取引法の対象となり、契約書面を受け取った日から20日間以内であればクーリング・オフ（契約の無条件解除）ができるほか、20日間経過後も中途解約することが可能です。
- 「お金がない」という断り方をすると借金等を勧められることもあるので、断りにくいと思っても「契約しない」とはっきり伝えましょう。

事例3 (賃貸住宅) 賃貸住宅のトラブルに注意！！

4年間住んだアパートを退去した際、壁や床の補修費や清掃代として、敷金を引いた金額を請求された。
入居時から傷付いていた箇所の補修費も入っているけれど、支払わなければいけないの？



- 民法では、通常使用による損耗や経年変化によるものは家主の負担、通常の使用方法を超える使い方によって生じたものは借主（入居者）の負担とされています。
- 入退去時は、できる限り仲介業者などの家主側と一緒に部屋の現状を確認し、その内容をメモに残したり、修繕が必要な箇所の写真を撮ったり、証拠となる記録を残すことが大切です。
- 契約前に契約書をよく読み、退去時の特約等を確認しましょう。

事例 4(詐欺サイト) インターネットで注文。商品が届かない？

価格が安くなっていたブランド品をインターネット通販で注文した。
商品が届かないうえに、注文したはずのサイトが見つからない！



Stop!



こんなサイトには要注意！

「正規の値段より極端に安価」
「サイトに事業者情報が正確に記載されていない」
「日本語の表現が不自然」「支払方法が銀行振込のみ」など



知っていますか？ 困ったときの「188」！

いやや

「悪質商法等による被害にあった」「ある製品を使ってけがをしてしまった」などの消費者トラブルで困っていませんか？

消費者ホットライン「188（局番なし）」は、お近くの消費生活センター等の消費生活相談窓口を案内してくれます。

いやや
「188」にダイヤルすれば
全国どこからでもつながるよ！



消費者庁 消費者ホットライン188

イメージキャラクター イヤヤン

※ 通話料金は、最寄りの相談窓口につながった時点からかかります。相談は無料です。



募集中!!

出前講座のご案内

県消費生活センター・福島県金融広報委員会では、出前講座を無料で実施しています。
日時、内容など、まずはお電話でお気軽にご相談ください！

出前講座問い合わせ TEL 024-521-7736 まで

【テーマ例】 悪質商法、なりすまし詐欺、インターネット・トラブル、消費者問題、食品関係、金融・経済、生活設計、金銭教育、相続・法律関係など

【派遣先】 公民館、老人会、民生児童委員協議会、学校、各種学習会など

【講師】 県消費生活相談員、金融広報アドバイザー（ファイナンシャルプランナー、司法書士等）など

【申込先】 県消費生活センター（消費生活課） FAX 024-521-7982
※最寄り駅までの送迎等をお願いする場合があります。



令和3年度 消費者月間統一テーマ

「消費」で築く新しい日常

毎年5月は消費者月間です。

令和3年度の統一テーマは「消費」で築く新しい日常です。

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした、「新しい日常」において、消費者一人一人が「今だけ」「こだけ」「自分だけ」の消費行動を控え、自分のことだけでなく社会全体のことを考えた、より良い消費行動をしていきましょう。



自家消費野菜等の放射能検査について

県消費生活センターや各市町村では、自家消費野菜等の放射能検査を実施しています。県消費生活センターにおける問い合わせ窓口は下記のとおりです。

電話予約制 県消費生活センター 受付専用電話 024-521-8397
〒960-8043 福島市中町8-2 (自治会館1階)
※受付時間 月曜～金曜 9:00～12:00
13:00～17:00
～各市町村での放射能検査については各市町村役場 担当課にお問い合わせください～

福島県 自家消費野菜 放射能検査

検索



消費生活無料法律相談・生活再建等相談

県では、借金・多重債務問題や震災関連の問題など様々な消費生活相談に対応するため、【弁護士・司法書士による法律相談】【ファイナンシャルプランナー（FP）による生活再建等相談】を定期的を実施しています。

相談の日時や方法など詳しくは、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

県消費生活センター 024-521-0999
県中地方振興局 024-935-1295
県南地方振興局 0248-23-1548
会津地方振興局 0242-29-5295

